

令和8年教育委員会第6回臨時会会議録

開会日時 令和8年6月25日 午前 10時00分

閉会日時 同 上 午前 10時24分

場 所 教育委員会室

出席委員 教育長 市川 茂
同職務代理者 久保 洋子
委 員 壺 内 明
委 員 谷 部 憲子
委 員 井 口 信二
委 員 田 中 健

議場出席委員

・教育次長	山崎 淳	・学校教育担当部長	山梨 智弘
・教育総務課長	羽田 颯	・学校施設課長	川端 嘉彦
・学校施設整備担当課長	加藤 義人	・学務課長	大倉 義雄
・教育指導課長	杉山 茂	・学校教育推進担当課長	駒形 康弘
・総合教育センター教育支援課長	二ノ宮 正信	・総合教育センター管理担当課長	松井 美貴子
・統括指導主事	青木 大輔	・統括指導主事	田辺 留美子
・地域教育課長	寒川 正敏	・放課後支援課長	宮 木 亮
・生涯学習課長	土居 真喜	・生涯スポーツ課長	張替 武雄
・中央図書館長	香川 幸博		

開会宣言 教育長 市川 茂 午前10時00分 開会を宣する。

署名委員 教育長 市川 茂 委員 久保 洋子 委員 壺 内 明

以上の委員3名を指定する。

○教育長 おはようございます。それでは、出席委員は定足数に達しておりますので、令和8年教育委員会第6回臨時会を開会いたします。

本日の会議録の署名は私に加え、久保委員と壺内委員にお願いいたします。

それでは、議事に入ります。本日は議案等が2件、報告事項等が1件でございます。

それでは、議案第40号「葛飾区教育委員会等の行政手続に関する規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

教育総務課長。

○教育総務課長 それでは、議案第40号「葛飾区教育委員会等の行政手続に関する規則の一部を改正する規則」につきましてご説明申し上げます。

まず初めに、「提案理由」でございますが、このたび「葛飾区行政手続条例の一部を改正する条例」の施行に伴いまして、苦情処理に係る規定を削除する必要があるもので、本案を提出するものでございます。

具体的な改正箇所につきましては、1枚おめくりいただきまして新旧対照表をご覧ください。表の左側、現行の第7条「苦情処理」につきまして、「教育委員会は、法の規定に違反する行為があった旨の苦情の申出があった場合は、速やかにその内容を審査し、理由があると認めたときは当該申出に係る適当な処分その他の措置を、理由がないと認めたときは当該申出をした者に対しその旨の通知をしなければならない。」という条文を削除するものでございます。

その下に「付則」といたしまして、「この規則は、公布の日から施行する」旨を記載してございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの質問につきまして、ご質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。議案第40号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長 異議なしと認め、議案第40号について原案のとおり可決といたします。

次に、議案第41号「葛飾区教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

教育総務課長。

○教育総務課長 それでは、議案第41号「葛飾区教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則」につきまして、ご説明申し上げます。

こちら「提案理由」でございますけれども、気温上昇等の影響による体調不良等を防止する観点から、傍聴人の水分補給を認める必要があるもので、本案を提出するものでございます。

具体的な改正部分につきましては、1枚おめくりいただきまして、新旧対照表をご覧ください。左側が現行の条文、右側が改正案となっております。第6条第1号「飲食又は喫煙をしないこと」につきまして、「飲食」の次に「（水分補給を除く。）」を加えるものでございます。

その下、付則といたしまして、この規則は、公布の日から施行する旨を記載してございます。

本件についての説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明についてご質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。議案第41号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長 異議なしと認め、議案第41号について原案のとおり可決といたします。

以上で、議案等を終了といたします。

続いて、報告事項等に入ります。

それでは、報告事項等1「柴又川甚まちなみ館の概要及び展示について」の報告をお願いします。

生涯学習課長。

○生涯学習課長 それでは、報告事項等の1「柴又川甚まちなみ館の概要及び展示について」ご報告させていただきます。

まず、1の「施設概要」ですが、川甚まちなみ館は、観光資源を結ぶ新たな観光拠点施設として、賑わい創出や重要文化的景観に選定された柴又の歴史と文化を区内外に発信することを目的としております。

1階には観光情報コーナー、物販コーナー、喫茶コーナー、2階には体験コーナー、展示・イベントコーナーがございます。展示については、後ほど説明をさせていただきます。3階については多目的ホールとなっております。

また、1ページ目の下記には、現在配布しているPRチラシを掲載しております。

ページをおめくりください。2の「開館時間等」については（1）（2）のとおりとなっております。

（3）の「開館に向けたスケジュール」としては、7月8日から10日に内覧会が予定され、7月18日に開館式典が予定されております。また、当日18日の午後から一般の開館となっております。

続きまして、3の展示についてですけれども、川甚まちなみ館の2階に葛飾柴又の文化的景観の展示を常設で設置しております。文化的景観についての概要や葛飾柴又の景観についての成り立ちや魅力、川甚の記憶、柴又の四季のイベントを紹介する展示となっております。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○**教育長** ただいまの報告についてご質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で報告事項等の1を終わります。

以上で、本日の議事は全て終了となりますけれども、そのほか委員の皆様からご意見、ご質問等はございますでしょうか。

壺内委員。

○**壺内委員** 北区の滝野川第三小学校で火事がありましたけれども、本当に子どもの安全管理には特に注意したいなと、このように考えております。

夏休み前か夏休みにかけて、中学校では特に部活動で汗をいっぱいかくことが多く、洗濯物をする教員がいっぱいいます。小学校も同じだと思いますが、ストーブとか電気類を使わず天日干しをするということを、休み前最後の校長会で周知徹底してくださればうれしいかなと、このように感じております。以上です。

○**教育長** その点について、教育指導課長。

○**教育指導課長** 今回の件を受けまして、教育指導課として各学校に向けて様々なチェックリストをつくりました。例えばコンセントについて、ほこりがたまっていないかどうかをチェックするように指導しております。

また、先ほどお話がありましたとおり、洗濯等につきましても、ストーブを使わないようにということで、改めてまた指導させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○**教育長** そのほかいかがでしょうか。

井口委員。

○**井口委員** 関連してなのですが、ここのところずっとニュースである学校の音楽室の平面図を見たときに、自分が勤めていたこすげ小学校の音楽室と全く同じ構造なのですね。音楽室があって、準備室があって、階段の前に防火扉があるという。本当、ぞっとしたというか。多分、区内にああいう構造の建物というのはほかにもあるのではないかなと思います。

学校としては、私も気になったので、早速こすげの校長と連絡を取り合ったのです。「校舎内を点検して、自分たちで火を出さないということで、徹底して学校は気をつけています」と言っていたのですが、万が一火が出た場合に、学校ではどうしようもないので、やはりここは少し行政のほうで何か手立てを打ってほしいです。絶対出ないように気をつけはするのだけれども、万が一出た場合に避難経路を確保できるよう、教育長の話だと既に調査を始められているということなので、ぜひよく調査して、万が一のときでも子どもが避難できるようにしていかなくちゃいけないなと。

ニュース映像を見て、窓の外に子どもたちが、煙がモクモクとした中、取り残されている状況、本当にぞっとしましたよね。けが人は出たけれども、命に別状なくてよかったなという思いです。葛飾区でもああいうことがないように細心の対応策を考えていきたいなというふうに思います。よろしくお願いいたします。

○教育長 現在の状況について説明をお願いいたします。学校施設課長。

○学校施設課長 お話にありました、特別教室のような形態というのは、学校に幾つもあるということは把握してございます。

図面上では把握したところですが、全校を見て回るようなことというのができないかということで、現在検討中でございます。

特別教室の形というのは、教室の出入口が廊下に直接出るものと、準備室を経由して出るものというルートになっておりまして、その準備室の中の避難経路がしっかり確保されていないような場合があるとすれば、そこは問題だというふうに考えております。

さらにはもう一つ、第3の避難経路のようなことができないかというところも含めて検討できればというふうに考えております。

以上でございます。

○教育長 そんなに簡単なことではないのですが、一校一校、確実に対応できるように考えていきたいなというふうに思っております。ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。

田中委員。

○田中委員 私は台風に関してですが、ちょうどこの6月頭に台風が来て、学校が通常どおり運営できるかどうかという判断を迫られたふうになったかなと思います。

それに関して幾つか保護者から、私は意見を聞いておりまして、保護者の中では、やはり仕事を休むかどうかの判断をするために、もっと学校側の判断を早くしてほしいという要望があったりというのがございます。

一方で、中には、どうしても仕事を休めないで、子どもを学校に預けたいというお母さんもいると思うので、安全を取って学校を休みにするという考えと、何とかして学校を開いて子どもたちを預ける環境をつくるという、二つの考えがあるのかなと思うのです。そのあたりの今、区教委側、最終判断は校長がされると思うのですが、区教委側としての考えがあれば教えていただければと思うのですがいかがでしょうか。

○教育長 現在の状況について、教育指導課長。

○教育指導課長 現在、台風5号につきましては、学校は通常授業ということでさせていただきました。様々なご意見を頂きまして、それを受けまして、どういった形が一番子どもたちの安全を守るためによいかというところで、今後いろいろ考えながら、また見直し等も図りなが

らしていきたいなと思ってございます。

よろしくお願いします。以上です。

○教育長 田中委員。

○田中委員 ありがとうございます。本当に両面の意見があるので、非常に難しい判断だと思うのですが、ぜひご検討をお願いいたします。

あとHome & Schoolが今使われていると思うのですが、それがちょうど肝心な当日の朝に使えなくなってしまったという事象も聞いております。

こちら恐らく業者での確認を進めているところだと思うのですが、何かがあったときに急にシステムのアクセスが跳ね上がるというのはよくあるケースです。いわゆる技術的な話をすると、オートスケーリングという、アクセス量に応じてサーバの強度を上げるとかそういった運用もあるので、どういったシステムの環境か詳しくは存じ上げていないのですが、そのあたりも業者さんに確認しながら、やはり肝心なときに使えるようなものを求めているだけだと思います。

○教育長 学校教育推進担当課長。

○学校教育推進担当課長 今回の台風に関連して、Home & Schoolが使いづらくなったということは多く意見を聞いておりまして、その後、速やかにサービス提供をしている事業者に改善の要望をさせていただいております。

事業者も今回の事象を受けて、多くの自治体からそういった声が上がっているというところで、改善に向けて今取組を進めていくというところがございますので、中身が決まりましたら改めてご報告をさせていただければと存じます。先ほど委員からご提案があったオートスケーリングについては、仕組みとしてはもともと入っていたというところではございますので、どういった形でこれが改善できるかというところを協議していきたいと考えております。

○教育長 ありがとうございます。そのほか、いかがでしょうか。

井口委員。

○井口委員 案件が少なかったもので、ちょっと気になっていたことをお聞きしたいなと思っております。

葛飾区の公立学校の教職員に関する業務管理、それから健康確保措置計画というのが今年度から進められて、目標を具体的に掲げて、働き方改革を推進しているところなのですが、その中の取組体系の学校と教師の業務の3分類ですか。これに関してこういうのが出て、我々は「なるほど。これは大事だな」と思うのですが、保護者にこれがなかなか周知されない。学校以外が担うべき業務で今まで学校がずっとやっていたものについて、本当は違うというのは、保護者にまず周知していかなければいけないのではないかと思います。

学校の仕事ではないということについては、何か逃げているみたいで、学校も校長も恐らく

言いづらい。でも、こういう計画はがきちっと出されれば、こう変わってきたと言えるのでね。別に学校がさぼって逃げているわけではないのだけれども、なかなか言いづらいことなので、指導課のほうで保護者に、やはりこう変わったというのは周知していただくといいのかなというのが1点。

もう一つ、この中で、地域も関わった分担がありますよね。となると、保護者だけではなくて、町会とか青少年委員とか地域関係、学校を取り巻く地域関係にも、地域教育課あたりからアナウンスしてもらって、「こう変わっていきますよ。学校を支援してください」というようなことでやっていかないと、なかなかここは進まないのかな。学校の内部努力だけでは進まないのかなと思うので、ぜひお願いしたいです。

自治体によってはもう4月に出している自治体もあると聞いていますけれども、私も手に入れたもので、何か曖昧な表現が、もっとはっきり背景なりというのを、働き方改革を推進していくというようなことが分かるような説明で出していきたいなというふうに思います。

○教育長 検討状況はいかがですか。教育指導課長。

○教育指導課長 まず、業務量管理・健康確保措置実施計画につきましては、4月に策定をさせていただきまして、ホームページには公表させていただいております。ただ、具体的にどういった形で変わったのか、変えていくのかというのが、まだ保護者には見えていないところもございますので、具体的に一つ一つの業務の中で、できるところを少しずつ保護者に周知をしていきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○教育長 地域教育課長。

○地域教育課長 ありがとうございます。学校、保護者だけでなく地域の方々も、そういうふうに教員の働き方改革というものを進めているというところを、やはり伝えていく必要があるかと思っておりますので、その場その場で、その都度その都度対応していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○井口委員 よろしく申し上げます。

○教育長 田中委員。

○田中委員 その話、先般ある校長さんにお会いしたときに、なかなかこう地域に浸透しないですねという話が話題になったので、ちょっと私も1点補足で。

やはり学校の立場からすると本当、井口先生がおっしゃったように、学校から言いづらいと。これを言ってしまうと、何か学校が、いろいろなことをはめつけているように感じてしまうので。なので、教育委員会なり、逆に保護者の理解を広めるというところを地域だとかが協力してくれるとありがたいという話はされていたので、私もそういう認識で協力できることはしていきたいなというふうに思っております。補足でした。

○教育長 検討していくということで。

行政向けにつくったような計画をそのまま配っても読んでもらえないので、保護者向けの資料などについては、ほかの自治体や都の教育委員会に例があるので、やはり分かりやすい形とこのを考えていくべきかなというふうには思っています。

ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。

○久保委員 いいですか、1件。

○教育長 久保委員。

○久保委員 地域の方から、「今こういう時代なのですね」とご意見を頂いたのが1件あったので。

今回の「広報かつしか」に、副校長先生の補佐をする方の募集が載っていました。年代の高い方なので、副校長というのは校長の補佐をする役目だと思っていたと。でも、その副校長のさらに補佐をする人を、まして広報で載せるほど、副校長の仕事が大変な時代になっているのだなというのを認識したと。かと言って、地域の方にそれを募集するというのはどうなんだろうかということで、いろいろご心配を頂いておりました。

「副校長先生は、本当に地域とか行事もそうですし、学校の中だけではない、授業だけでないものもあって、大変な現状があるのです」とやんわりとお話はしたのですけれども、特に資格とか、募集を受けるところはどういうふうに考えているのかなというご意見をちょっと頂いたものですから、一度きちんとお答えしなくてはいけないなという立場にありますので、その辺、わざわざ広報に出さなくてはいけなかったご事情も含めて教えていただければと思います。

○谷部委員 すみません、補足させてください。

○教育長 谷部委員。

○谷部委員 副校長補佐という肩書きに結構翻弄されている方というか、すごく権限を持った方なのだというふうに捉えられている方がいて、聞かれたときは「事務補助的な感じのサポートなのですよ」というふうに申し上げるのですけれども、「何の資格も持っていない方が副校長補佐でいいのですか」というような誤解を今ちょっと生んでいるかなというのもありました。

私も同じような募集ではなくて、ネーミングはどうにもならないのかとは思うのですけれども、「副校長補佐はこういうことをやったださる方なのです」という説明を載せる必要があるのではないかと考えています。エデュケーション・アシスタントについても学校だよりにそれだけ書いてあってもわからないと思うので、同様の工夫をした方がよいと思います。

○教育長 教育指導課長。

○教育指導課長 まず、副校長補佐なのですけれども、昨年度から今年度にかけて、東京都教育委員会の基準が緩和されまして、昨年度の10月の副校長の在校等時間が、時間数がかなり多いというところにつけることができるというような形で緩和されました。副校長補佐をかなり

つけることができるというところでございます。

仕事の内容的には、副校長は調査物がかなり多いので、そういった調査物を作業していただくというところで、資格は、例えばパソコンが堪能な方ができれば応募していただきたいなというところで、それ以外にはございません。

ネーミングなのですが、東京都が副校長補佐という形で決めているので、なかなか区として名前を変えるというのはいかななものかというところで、東京都に少しずつ見直しについて声かけをさせていただこうと思っております。

以上でございます。

○教育長 久保委員。

○久保委員 もう一点。以前に、スクールサポーターとか、学習支援員とか、地域の方で例えば青少年委員さんとか、前に教職でお仕事をされていたような保護者の方が、もう子育てが大分落ち着いてということで、学校の要覧を見ると、地域のこの方がこういうふうになっているというのを拝見したことがあるのですが。その辺もやはり職務として、例えば本来は保護者とか子どもに直接、担任が伝えなくてはいけないことを、そういう方がどこまで担任と、個人情報も含めて仕切りができているのか、ちょっと不安なところがありまして。それは、本来はきちんとした担任が言うべきところを、サポーターの方から先に言われてしまったというようなことも現場で聞いたものですから、その辺の、実際には受ける側の保護者から誤解がないようにきちんと職務の分担を確認していただければなと思っておりますけれども、その辺はどうでしょうか。

○教育長 教育指導課長。

○教育指導課長 学校には様々な人材を今、地域の方から出していただいているところでございます。

エデュケーション・アシスタントやスクール・サポート・スタッフ、学習指導補助員ということで、子どもたちとの関わりが深い会計年度任用職員もいますので、そういった秘密の保持というのは、まず面接のときにしっかり話をさせていただいているところでございます。

また、保護者との連携、連絡等につきましては、基本的には担任がやるというところで、担任に対してはその補助員が様子を伝えたりというような形で、今やっているところでございますので、もし混同されている場合につきましては、こちらから学校のほうに指導していきたいなと思っております。

以上でございます。

○久保委員 よろしくをお願いします。

○教育長 そのほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして、令和8年教育委員会第6回臨時会を閉会といたします。あり

ありがとうございました。

閉会時刻 10時24分